

## 質問回答書

白川町庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務の公募型プロポーザルに関する質問に対する回答は下記のとおりです。

なお、質問の回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなします。

NO.	質問事項	回答
1	<p>実施要領 5 業務実施上の参加条件について、管理技術者と分担業務分野の主任技術者は本公告日において参加希望者と3ヶ月以上の雇用関係…（以下略）とあり、雇用関係を証明する資料として（労働者名簿または雇用保険）の写しとありますが、管理技術者に配置予定の者が大学兼務のため、弊社の労働者名簿・雇用保険証はありません。建築士法 23 条の 2 五号により県知事（指定事務所登録機関）へ提出している所属建築士名簿により、一級建築士として所属していることを確認できるので、技術者として配置させて頂いてよろしいでしょうか。</p>	<p>確認がとれる書類を添付の上、提出していただければ認めます。</p>
2	<p>実施要領 5 業務実施上の参加条件について、管理技術者と分担業務分野の主任技術者は本公告日において参加希望者と3ヶ月以上の雇用関係…（以下略）とありますが、弊社は意匠設計事務所であり、これまでも構造、電気、機械設備については協力事務所とチームを組み業務に臨んでおります。そのような体制の場合、構造、電気、機械設備の担当主任技術者に関しては協力事務所からの配置とさせて頂いてよろしいでしょうか。もしくは構造、電気、機械設備の協力事務所と JV での参加とした方がよろしいでしょうか。</p>	<p>様式の記載は、協力事務所からの配置でかまいませんが、他参加者の記載と重複することが考えられるため、技術者名の欄に事務所名等を記入して、わかるようにしてください。また記載した事務所との協力体制や、記載事務所側の雇用形態がわかる書類の写しを添付してください。また本町では、JVでの参加を認めておりません。</p>
3	<p>実施要領 4 参加資格について、市の保健センター（官公庁の事務・窓口業務を行うもの）は、参加資格要件に該当すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>4 参加資格（9）に記載したとおり、原則地方公共団体の庁舎新築工事に係る建築設計業務を元請けで受託している必要があります。ただ、質問内容における施設が、庁舎の別館、分所等の建築物であり、規模等基準が満たされている場合、資格要件とし</p>

		て認めます。審査時点で庁舎建築物として認められなかった場合は、失格とする場合がございます。
4	実施要領 6-(1) の提出書類「各技術者の実務実績を証明する書類の写し」とは、業務に先立ち発注者に提出する担当者名簿又は、業務体制表等の写しで良いでしょうか。	契約書の写し及び担当者名簿等の実績の確認できる書類を提出してください。
5	実施要領 6-(1) の提出部数 10 部の物は、様式番号順に左上肩部ホッチキス止めで良いでしょうか。(証明資料 10 部も一緒に綴じますとかなり厚くなることもあります。)	綴じこみが可能であればお願いします。綴じこみが困難な場合は、クリップ止め等書類がバラつかないよう対応してください。詳細は、実施要領と作成要領をご確認ください。
6	「同種」とは、告示 98 号別添二の第四号第 2 類の銀行・本社ビル・庁舎等と考えて良いでしょうか。また、「類似」とは、公共施設と考えて良いでしょうか。	実績分類は、作成要領 P22 の(様式第 2)について記載した箇所をご確認ください。
7	実施体制調書は、会社の在籍技術所員数を記入するものと考えて良いでしょうか。また、技術者の氏名・資格名称番号等は、すべての所員名で名簿を作成するのでしょうか。	作成要領 P23 の(様式第 3)について記載した箇所をご確認ください。名簿については、技術者すべての氏名、資格名称、登録番号を乗せた名簿が必要となります。各企業でお持ちの職員名簿等で可とします。
8	実施要領 5(1)について、②から⑤の各主任技術者は、過去の 1500 m <sup>2</sup> 以上の実績において、主任技術者だった者を本業務の主任技術者として配置する事は必須条件でしょうか。	今回配置予定主任技術者について、主任技術者としての実績であることは必須条件としません。管理技術者は必須となります。
9	作成要領 ② 同種業務及び類似業務の添付資料(様式第 4、第 5) ⑥ 業務実績の添付資料について、A3 サイズ以下で、「業務実績のうち 1 件について、写真(外観、内観各 1 点)、図面(配置図、主要階平面図各 1 点。)を添付すること」とありますが、A3 サイズ以下であれば上記項目について提示する資料の枚数制限はないと考えてよろしいでしょうか。	それぞれの項目 1 点について、説明に必要な枚数が 1 枚を超える場合は認めます。書類は可能な限り整理していただくようお願いします。
10	作成要領 参加表明書 ①について、「平成 18 年 4 月 1 日以降に…元請けとして受託し…公告日までに完了した」とありますが、業務着手日が平成 18 年 4 月 1 日より前であっても業務完了日が平成 18 年 4 月 1 日以降であれば、業務実績として認められるものと考えてよろしい	受注が平成 18 年 4 月以前でも、完了が平成 18 年 4 月以降であれば、実績として認めます。

	でしょうか。	
11	実施要領 3 事業計画の概要(2)敷地面積※について、「※敷地北東側の駐車場出入口付近 400 m <sup>2</sup> 程度は、別用途で使用予定があるため考慮すること。」とされておりますが、別用途の施設用地 400 m <sup>2</sup> の位置、形状を含めて提案できるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	別用途の施設用地については、位置と形状の予定があります。PDF データでホームページに公表させていただきますので、ご確認ください。こちらはあくまで予定のため、変更等発生することがありますが、今回の提案では、庁舎建設敷地から外してください。
12	提出書類の一級建築士事務所の登録通知書の写しについて、3ヶ月以内に発行された建築士事務所登録証明書を提出するということがよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
13	作成要領 【参加表明書】(様式 2) 同種業務の実績において、国土交通省告示第 98 号別添二による類型十二号に分類される施設については、第 1 類、第 2 類の別は問わないのでしょうか。	国又は地方公共団体所有する施設であれば、第 1 類、第 2 類の別は問いません。
14	作成要領 【参加表明書】(様式 2) 同種業務及び類似業務の添付資料に添付する写真は、当該業務の建築物が竣工前である場合は、イメージパース等で代用しても構わないのでしょうか。	お見込みの内容で対応してください。
15	⑩各種障害対策計画の注意書きに敷地測量および地質調査については、別途業務委託を予定しているとありますが、敷地の CAD データ等が既にある場合は、ご提供いただけないのでしょうか。	敷地測量(平面・横断)については完了していますので、参加表明書の提出者にメールにて提供します。
16	実施要領 4 参加資格について、設計共同体(共同企業体)としての参加は可能でしょうか。	本業務について、JVでの参加は認めておりません。参加資格を満たす単独企業が条件を満たすこととなります。実績については、JVの代表構成員で行った業務は認めます。
17	実施要領 11 評価基準について、①第一次審査 (1) 企業の評価 同種・類似業務の実績及び受賞歴について、実績の種類－規模－件数－受賞歴について評価するとありますが、規模とは延床面積の大きい施設を優先して評価すると考えてよろしいでしょうか。また、階数・構造については評価対象には含ま	評価基準については、非公表とさせていただきます。作成要領 P22 様式第 2 の説明を参考にしてください。※に実績が 5 件を超える場合は、同種業務で延床面積の大きい実績を優先して記入するとありますが、受賞歴があるものも優先して記入してください。

	れないと考えてよろしいでしょうか。	
18	実施要領 1 1 評価基準について、実務経験は年数によって評価されると思いますが、具体的に経験年数とそれに応じた配点をご教示いただけませんか。	評価基準については、非公表とさせていただきます。
19	作成要領 【参加表明書】(様式 2) ①同種業務及び類似業務の実績等 ア同種業務について、類型四号(業務施設)第2類、類型七号(教育施設)、類型十二号(文化・交流・公益施設)は全て同等に評価されるかと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	同種業務及び類似業務の添付資料について「業務の完了が確認できる資料の写し」とありますが、確認済証の写し、PUBDIS 登録の写し、委託費が支払われたことを示す書類等を提出すればよろしいでしょうか。	お見込みの内容で、実績の証明となれば認めます。添付資料については、審査時に精査がしやすく、整理されていることが望ましいです。
21	作成要領 5【参考見積書】 参考見積書の提出を求められていますが、第二次審査に際して評価の対象になりますか。なるのであれば、評価基準をお示しください。	二次審査については、実施要領 1 1 評価基準に示したとおり、提案書の内容を評価させていただきます。その提案に対して見積書を提出していただくので、直接評価をすることはありません。
22	第一次審査の評価点は、第二次審査の評価点に影響しないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	業務仕様書 4 設計と条件 (3) イ 主要構造について、構造は問わないとなっていますが、基本方針③「自然と調和した白川らしい庁舎」で、木のまち白川に配慮した庁舎と記載があるため、提案内容は、木造での提案が望ましいでしょうか。	お見込みのとおりです。本町の考えは、基本方針や仕様書 P16 13 (1) イ ⑥の木材利用計画にもあるとおり、白川町産材を利用した木造を主要構造とする庁舎を想定しています。ただし、建設地については、浸水想定区域に該当するため、その点を考慮して木造とその他構造による混構造での提案も可とします。 参考までに町内の木材資源量について、資料を添付します。